

中国先秦時代の旗

林 巳 奈 夫

【要約】 中国先秦時代の旗については従来まとまった研究がなされてゐない。古代中国に於ては旗は軍隊にとつて単なる附随的な象徴に止らず、その宗教的な威力をもつて、青銅製の武器と同等の、またはそれ以上の力をもつて敵を圧倒するものであつたに違ひない。その研究は古代中国の宗教、軍事、社会制度を明かにする上に必須のものと考へられる。筆者は周礼、司常の官の掌る九種の旗の記述を参考とし、先秦時代の図像的表現にみられる各種の旗の名称、作り、用途を研究した。旗につけられた各種の意匠の研究は旗の宗教的、社会的機能を明かにする上に不可欠であるが、それは紙面の都合で別の機会に発表する予定である。

史林 四九卷二号 一九六六年三月

軍隊の觀念から軍旗や徽章類を除外することはできない。

中国先秦時代の武器、或ひは軍事組織の研究は従来いくつ

も発表されてゐるが、旗については資料が不十分なためか、

まとまった研究がない。旗は、それを以て直接敵を殺傷す

る武器ではないが、古代中国人にとつては単なる附随的な

部隊の象徴に止つたはづはない。それは宗教的な威力をも

つて、青銅製の武器と同等の、或いはそれ以上の力を以て

敵を圧倒するものであつたと予想されるのである。旗を研

究することによつて古代の軍隊の性格、組織を明らかにすることができるとはでないか。筆者が不十分な資料を以てこの方面の研究に手をつけた所以である。

古代中国の旗には、当然のことながら各種の形態のものがあると共に、それにはいろいろの意匠の図柄がつけられてゐた。旗の研究はこの両者の研究をまつて始めて完全なものとなるのであるが、ここには紙面の都合で主として旗

の各種の形態を扱ふことにしたい。図柄の方は旗とはまた

別の方面にも關聯するので、別の機会に論ずる所存である。

一 周礼、司常に記される旗

先秦時代の旗の実物ないし、旗の庄痕などの痕跡は現在殆んど全く発見されてゐない。そこで資料は文献の記述と、同時代の図像的表現に限られる。最初に先秦時代の旗の種類、用途の別を記した周礼、春官、司常の文から検討しよう。始めに司常の取扱ふ旗の種類を記して次のごとくいふ。

司常掌九旗之物名、各有属以待国事、日月為常、交龍為旂、通帛為旟、雜帛為物、熊虎為旗、鳥隼為旟、龜蛇為旐、全羽為旞、析羽為旜

即ち、王の旌旗を司る役の司常は、次の九種の旗の異つた図案と名称を取扱ふ。これらの旗には各々徽識、即ち小さい布製の徽章がついてをり、それぞれ国の行事にそなへてある。日月の図案をつけたのを「常」といひ、交龍の図案をつけたのを「旂」といふ。一色の生地で作つたのを「旟」といひ、色がひの生地で作つたのを「物」といふ。熊虎の図案をつけたのを「旗」といひ、鳥隼の図案をつけたのを「旟」といひ、龜蛇の図案をつけたのを「旐」といふ。鳥の羽根で作つたのを「旞」といひ、裂いた羽根で作つたのを「旜」といふ。

といふのである。ついで国の行事の際のこれらの旗の用途が記されるが、これは略す。

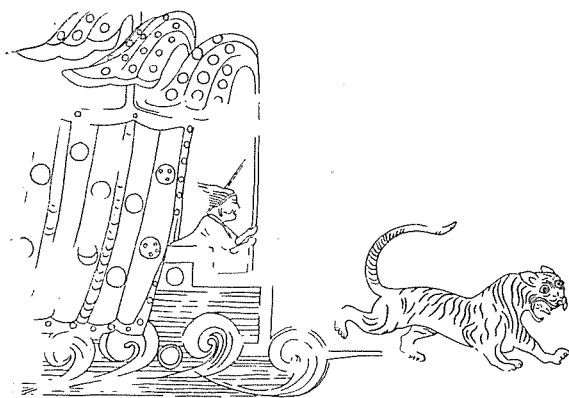
ここに記された各種の旗のうち、まづ鄭玄が形式の違ふものとして説明してゐるものからその具体的な形を考へてみたい。

旟——鄭玄は本文の旟と物につき

通帛謂大赤、從周正色、無飾、雜帛者以帛、素飾其側、白股之正色

即ち、通帛といふのは赤一色の旗をいひ、赤は周王朝の正色によつたもので、裝飾はない。雜帛といふのは帛で作り、白い絹でふちを飾る。白は殷王朝の正色だ

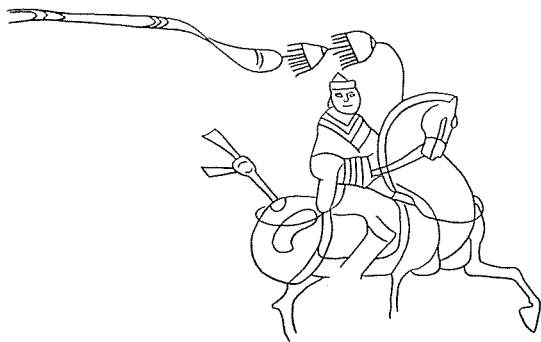
といふ。孫詒讓は鄭玄が旟、物をそれぞれ独立した一種類の旗の名としてゐるのは誤りで、これらは常、旂、旗、旟、旐の五種に共通した記述でなければならぬといふ。孫氏はこの五旗は五行の各色に対応して大常は黃、大旂は青といふやうに五色のうちの一色の布で作られた、といふ説をとるからかう解するわけである。しかしこれは五行説で古典を整理して説明するやうになつてからの説で、先秦時代に實際にあつた事実の反影として礼經を利用しようと



1



2



3

图1. 漢時代の旌旗

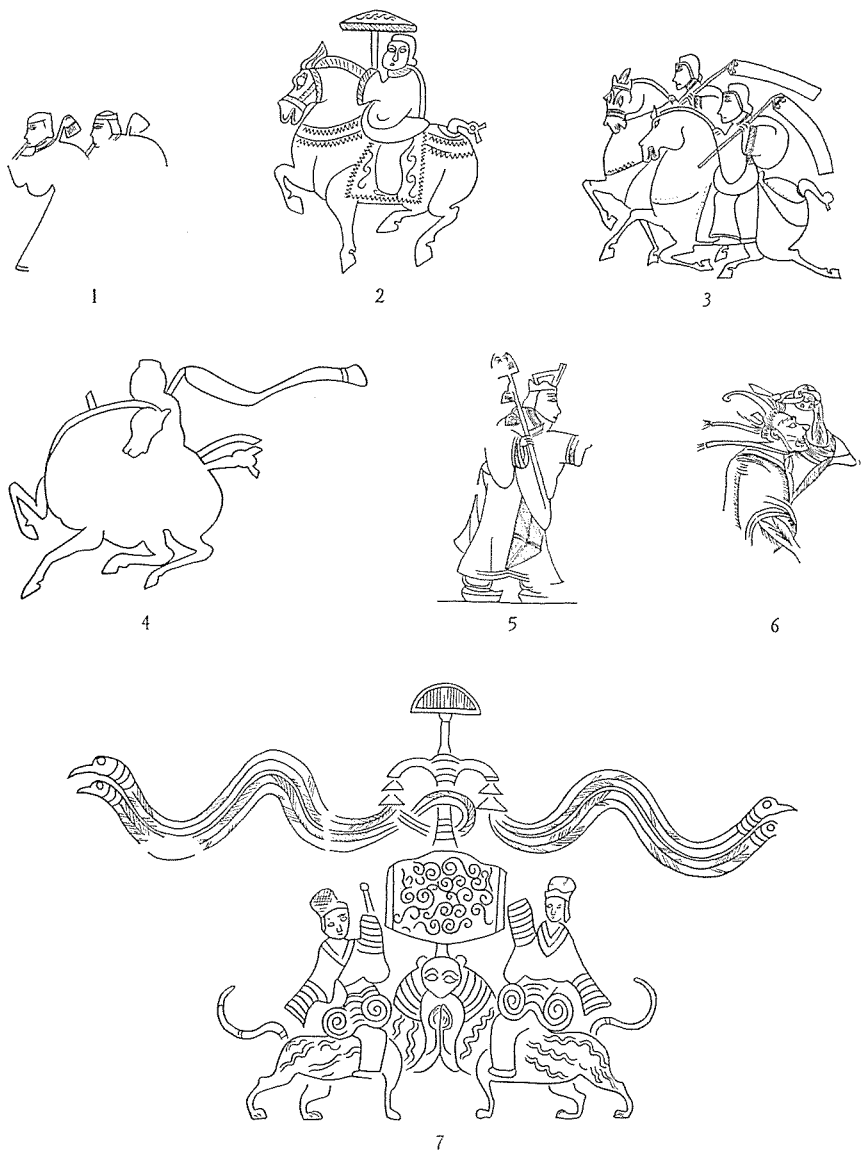


图2. 漢時代の旌旗

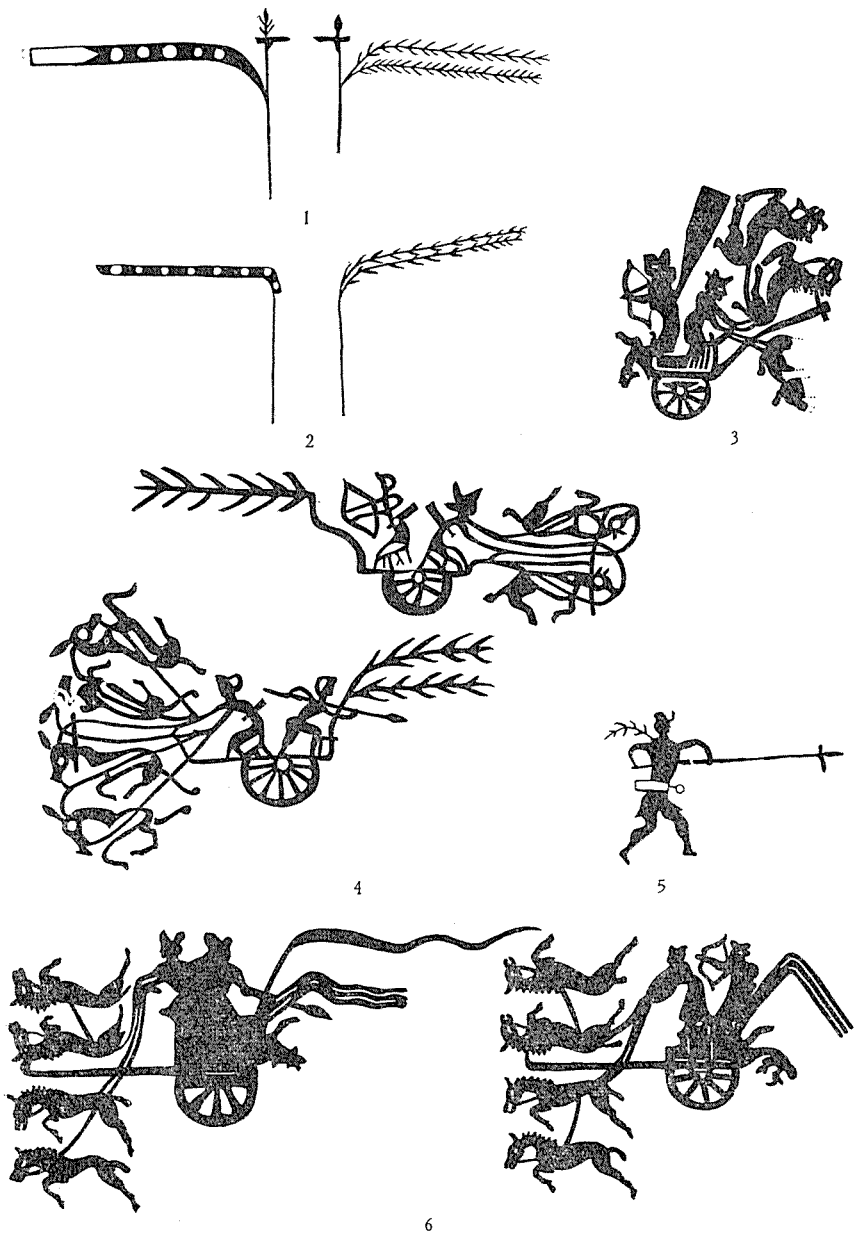


図3. 戦国時代の旗

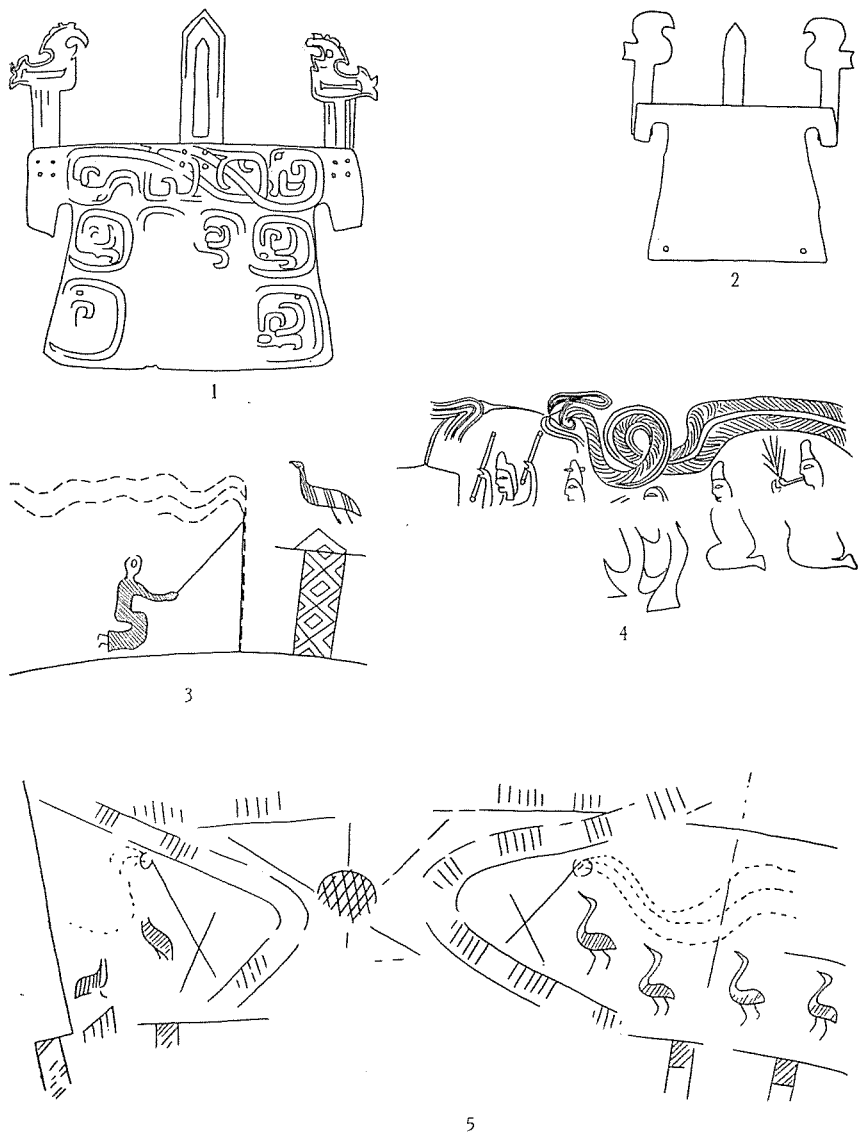


図4. 春秋，戦国時代の旌旗

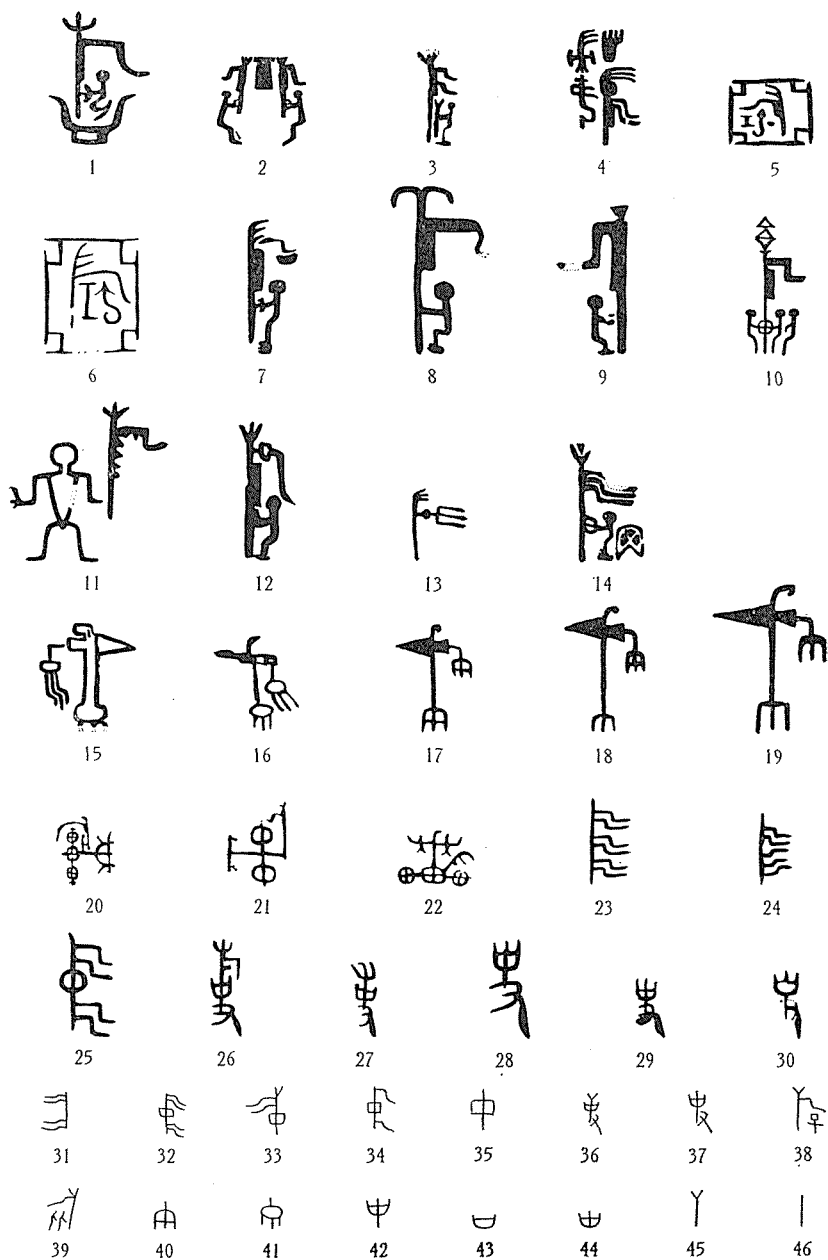


図5. 殷，西周時代の旗旗

いふ場合には採るには当るまい。

鄭玄は臚について赤一色の旗だといふのについては、孫詒讓が引くごとく漢魏時代に他にも生地の色だけで図案を画いてないのを臚とする説がある。これは漢時代にあつた朱一色の旗、例へば遼陽、棒台子屯壁画墓の例のごとき類を頭に置いていつたものであり、また鄭玄が「雜帛為物」について色ちがひの生地を縫ひ合せて作つた一種類の旗としたのも、この墓の朱黒両色の旗のごときものを考へて言つたに相違ない。恐らく鄭玄が考へたごとく、先秦時代にも同様なものがあつたとみてよいと考へられる。

一方、孫詒讓は王の五旗でも、大事には一色の生地のもを用ゐ、小事には色ちがひの生地をはいだものを用ゐたらうといふ。大事、小事といふ標準で実際に区別したかは別として、同じ形式の旗でかういふ生地の使ひ方の違ふものがあつたことは事実と考へられる。図3、1と2の左側の旗を比べてみると、同じく日月の類と思はれる図案を飾つた同形式の旗でありながら2の方は生地が一色と思はれるに對し、1の方は末の方が日月と同じ凸で浮き出しに表はされ、ここは色ちがひの生地を使つたことを表はしてゐ

ると解釈できるからである。

物——司常の本文「雜帛為物」について鄭玄は前引のごとく旗の本体のへりに殷の正色たる白の絹でふちをつけると解釈してゐる。積名、積兵にも雜色の生地で燕尾形のふちをつけたものが「物」だといふ解説がある。これらは、図1、1、2の旗のふちに縫ひつけられたやうなものを頭において解釈したものであらう。

これは一説であるが、漢人には別に次に記すごとく、ふちどりととは別な、「物」を独立の旗の一形式とする解釈がある。即ち、説文、勿部に

勿、州里所建旗、象其柄有三游、襍帛、幅半異、以趣民……旂、或从𠂔

即ち「勿は州里の建てる旗である。この字形はこの旗の柄と、三本の吹き流しを象る。生地は半幅づつ色ちがひになつてゐる。……この字はまた𠂔に从つて旂に作る」

と。

孫詒讓はここに「三游」といふのは字形によつていつたものだといふ。まあ、吹き流しは三本には限るまい。ここにいふ旂は、鄭玄らのいふ旗のふち取りの布とは異なるもの

と思はれる。この字が象るといふからには、いろいろの色の幅の狭い布を何本か束にした五月の節句の吹流し状のものでなければならぬ。漢代の画像のうちには見附からないが、戦国時代の狩獵の画像に現れる、図3、6の右の馬車の後にみるものがこれに当ると思はれる。このやうな色ちがひの布を何本か束ねたものが「物」とすれば、一色の布一本を以てする旒と対にして挙げられるに丁度ふさはしいであらう。「物」は図3、6の左の馬車にみるごとく、別の形式の旗の柄にとりつけられることもある。漢人が他の形式の旗の附屬物と解釈した「物」はふち取りのやうなものではなく、本来はこのやうな形で附加されたのではないかと考へられるのである。

同時代の画像についての右の判断に誤りがなければ、「物」(旒)は独立の旗の種類ではなく、常、旂等五旗の形式に関するものだとする孫詒讓の説は一方的である。独立の旗としても用ゐられるし、他の旗に附屬するものとして使はれることもある、といふのが真である。

旒と旒——孫詒讓は司常の本文に出てくる旒と、これにつけるといはれる旒といふものについて考証してゐる。即

ち爾雅積天、その郭注、公羊伝、宣公十二年何注などを引き、旒は旒の端末につけられる燕尾形の布で色ちがひのものをを用ゐることに注意し、劉熙が積名に旗のわきにつけるとしたのは間違ひだといつてゐる。

画像でさがすと、旒とそれにつけられた旒は、図1、3に見るごときものに違ひない。端末は燕尾形になつてをり、く字形の文様が何段かついてゐるのは、何色かの布を縫ひ合せたものであらうか。この旗は旗の柄につけられたふさ状のものにつながれてゐる。棒の先につけたこのやうなふさは旒と呼ばれたものに違ひない。後漢時代の車馬行列の先頭を行く伍佰のもつこの式の持物(図2、1)が旒であることはさきに筆者が説明したごとくである。¹⁰⁾

旒に旒をつけることは先秦時代からあつたことである。即ち、詩、小雅、出車の「設此旒矣、建彼旒矣」の句を鄭箋は、旒を旒につないで戎車に建てたのだと説明してゐる。また左伝、定公四年には晉人が羽旒を鄭人から借り、これに旒、旒をぶらさげた話が出てゐる。¹¹⁾

旒——司常の「全羽為旒、析羽為旒」について鄭玄は全羽析羽皆五采、繫之於旒旒之上、所謂注旒於干首也

即ち、全羽、析羽はみな五色で、旒、旒の上につないだものだ。詩、干旄の毛伝に「注旄於干首」といふのがこれだ、と。

孫詒讓はこの全羽、析羽について次のごとく考察してゐる。^⑧
即ち

左伝、襄公十四年「范宣子假羽毛於齊……」の孔穎達の正義に「全羽、析羽とは鳥の翼の羽根全部を使ふかその一本一本を別に分けて使ふかの区別だろう」といふ。しかしこれは確かでない。賈公彦は周礼の司常の正義に「周礼には鳥の羽根を染める官がある。鄭玄が「五采羽」といふのは鳥の羽根を五色に染めて旒や旒に使つたのだから」といふ。一方儀礼、郷射礼に「旒旒について「白羽与朱羽糝」といふから、一本の羽根を五色に染めるのでなく、一色だけに染めたものがあつたのである。すると、これを使つた方が析羽であり、一本一本が五色に染めてあつたのが全羽だ」と。

然し全羽、析羽といふ時、全、析の語は孫詒讓のいふやうな意味にとれるであらうか。析はいふまでもなく「破木也」といふのが本義で、分、解、分異等の意味がある。孫氏が周礼、楽師の正義で引くごとく楽師の注に鄭玄は「帔

析五采繪」といひ、鼓人の注に「帔列五采繪為之」といふ。孫氏は後者の正義に注意するごとく、列は説文に「分解也」といふ意味である。さうすると今の「析五采繪」はどうしても「五采の繪を裂く（裂いて多数集めて使ふ）」といふことではなければならない。然らば問題の全羽、析羽といふ時も、一本一本の羽根をそのままの形で使ふものと、一本一本の羽根を裂いた上で使ふものと取るべきである。^⑨

旒、旒、を形成する羽根についてはこれでわかつたが、その形はどうであらうか。前引の鄭注にはこれについて具體的に記してゐない。孫詒讓はこの問題を考察した末、これらは常、旂、旗、旛、旐につけた旒のごとき形式のもので、これを羽根で作つたものであり、実はさういふ名の独立した旗の種類があつたのではない、といふ結論を出してゐる。これもさきの旒、旐についての場合のごとく、五方、五色に配された五旗の觀念にとらはれた見解で、到底従ひ難い。

私は当然旒、旐ともに独立した種類の旗であると考へる。旒は説文に

游車載旒、析羽注旒首

といふ。游車、即ち王が田獵などに使ふ車に建てるもので、析羽を旄の上にくつつけたもの^⑩だ、といふのである。爾雅、釈天にも旄の上にくつつけるものを旄^⑪といふ、とある。旄は前記のごとく、図2、1のごとく竿の頭につけた毛の房の類である。このやうな形のものの上に析羽で作つたと思はれる旗を着けた例は、本来の旗の類の画像の中からは見出されないが、図4、4のごとく鼓の上に着けた例がある。鼓の上から出た軸の上に旄とみられる房があり、その上に軽く翻る長い旗の類がつけられてゐる。この旗には魚骨状の線が細かく画かれ、析羽をつづり合せたものと解釈しうる。沂南古画像石墓甕掘報告に、鼓の上の飾りの説明として漢書、礼楽志、安世房中歌の「庶旄翠旌」とあるのを引いてゐるのは正確である。この「庶旄翠旌」について顔師古が、

謂析五采羽、注翠旄之首而為旌耳

即ち「五采の羽を裂き、翠の旄の上につないで旌としたのだ」と説明してゐるのは頗る適確である。孫詒讓らはこの形を正確に表象し損つたために前引のごとき考を持つに至つたものである。

爾雅、釈天の「注旄首曰旌」の注に郭樸は

載旄於竿頭、如今之幢、亦有旄

といふ。ここに出てくる幢とは筆者がさきに説明したごとく、^⑫図2、2のごときもので、旄の房を大型にしたやうなものである。竿の頭に笠のやうな形でつく所に、旄が竿頭に短い紐で吊したのと異なる点がある。郭樸の注はこの違ひを説明したのである。即ち爾雅に旄といふのは、当時の旄のごとく(図2、1)紐で吊したのでなく、幢のやうに(図2、2)竿頭に載せられたものだ、と注意を加へたのである。

図4、4の鼓についた飾りは旄のつき方からみて条件に合すると見られよう。この郭樸の注を旄の説明と取るのは誤りであることはいふまでもない。なほ「亦有旄」といふのは、この竿頭にのせた旄には旄の他に旒もついていた、といふ注意である。^⑬

始めに引いた旄、旌の作りについての鄭玄の注の最後に「所謂注旄於干首」とあるのは、詩、干旄「才子干旄」の伝「注旄於干首、大夫之旄也」を引いたものといふ。この鄭箋には旄、「物」はみな首に旄をつなぐ旨記されてゐる。^⑭然らば旄、旌の説明のためにこれを引いたといふのは、旄、

旌が旄だといふのではなく、旌の竿の頭にも旄がついてゐたことを言はうとしたのだと取らねばなるまい。旌が旄でないこと、旃、「物」が旄でないのと同様である。

旌を本来の旗として使つた例は漢時代の図像的資料には今のところ見出しえない。戦国時代についてみると、図3、1、2の右、図3、4のごとき、杉葉状のものが析羽をつづつた旌であらうことは、筆者がさきに注意したごとくである。図3、4は田獵の車につけられてゐる。司常に「旌車載旌」とあるのに当る。また図4、5には射の的である侯のわきに置かれた旗がみられる。これが郷射礼に服不氏が合図をするに使ふ旌であらうこともさきに筆者が記したごとくである。これらはいづれも析羽を以て作つてあるためか、軽々と空中をうねつてゐる。図4、3も同じく旌であらうか。これらにはいづれもはつきり旌につけられてゐると断すべき表現が欠如してゐる。図4、5の旌の竿頭にも小円が表はされてゐるのは、或ひは旄のつもりかもしれないが。

旄——次に「全羽為旄」といふ旄とは具体的にどのような形のものであらうか。説文には

旄、導車所載、全羽以為允、允、進也（段注のテキストによる）とある。全羽でもつて允といふものを作るといふのであらうか。允の何たるかは明かでない。導車、即ち車馬行列の先頭に近いところに配置される車にのせるといふが、それらしきものをのせた図像も今のところ見附からない。

また周礼、天官、夏采に「大喪……以乘車建綏、復於四郊」とある綏について、鄭玄は

故書綏為櫜、杜子春云、「當為綏、櫜非」、是也

といふ。故書に綏を櫜と書いてゐるのは、杜子春のいふ通り綏とする方がよい、といふのである。孫詒讓はこれに対し、段玉裁、金榜、王引之の説を引いて、ここは櫜とすべきで、櫜は説文に旄の或体とする櫜であつたはずだ、といふ。するといまの問題の旄は天子がなくなつた時その乗用車に建てて四郊を廻り、天子の魂を呼びかへす儀式に使はれたことがわかる。

鄭玄はこの綏について、礼記、明堂位に「有虞氏之綏」といはれる旌旗の一つであり、字は綏に作るべきだといひ、その作りについて

綏以旄牛尾為之、綏於櫜上、所謂注旄於干首者

といふ。「所謂」以下は司常の文にも引かれるところである。「綏は旄牛の尾で作り、旗竿の上につける」といふのである。この綏の説明は旄そのものの説明である。孫詒讓が記すごとく、夏采の注で綏といふ名の旄旗を考へた際、鄭玄が冠のあごひもの結び目から長く垂れた飾りひもといふ意味の綏を意識してゐたことは確かであらう。後者の意味の綏は後漢時代にいくらかも圖像が残るごとく、図2、6の男の頸の後にみるごときものである。

この鄭玄の綏についての觀念に何らかの古い時代からの根柢があるとすれば、綏は旄と共通した作りの特徴をもつたものであつたと考へられる。そして夏采の綏が実は司常に「全羽為旄」といふ旄であるとなると旄は毛のやうなやはらかいものの代りに、ぴんとした丸つばの羽根を束ねた、例へばバドミンソンの羽根のやうな作りのもの、といふことにならう。

西周初期の綴方鼎銘中、作器者が賜与された品物を記したうちに「遂毛」があり、陳夢家はこれを「旄旄」と読み、左伝に出てくる羽旄と類比してこれを全羽で作つた旄とみてゐる。白川静氏も同意見である。旄旄とは毛で作つた旄

や羽根（析羽か）で作つた旄に対し、全羽で作つた旄旗の一種たる旄の形式の旄、とみてよいであらう。さうすると、鄭玄が旄に対して旄のごときイメージをもつてゐたのも誤つてゐないらしいことが知られる。圖像でいへば、図5、1—3、11、12の竿頭、15—19の支についた飾りのごときものがこれと考へられる。旄の圖像については次節にもつとくはしく説明する。

司常の注に形式の違いが説明されてゐるのは右のごとくである。ところで次に司常の本文にそれにつけられる図案の相違のみが、また巾車に旄、即ちふちにつけるひらひらする布の数の相違のみが記されてゐる常、旄、旗、旗は同じ形式の旗であらうか。恐らくさうではあるまい。次にこれを検討してみよう。

常——司常に常は日月の図案をつけたものといはれるが、日月をつけたものがすべて「常」といふわけではない。旄にこれがある。図案が旗の名称を区別する目安とはいへない証である。ところで「常」は周礼では大閼、祭礼などの時に王が建てるものとされる。周礼が編纂された時代に実

際に用ゐられたものも、恐らく大きさ、作りが最も堂々としたものであつたに違ひない。図1、1、2は鬼神の乗り物であるが、裂地を何枚もはぎ合せた、まるで緞帳のやうな旗で、赤地に日月と思はれる図案がつけられ、わき、下縁にびらびらしたふち取りがある。「日月為常」といふ「常」はかういふものを言つたものに違ひない。「常」の語は説文に「下霜也……裳、常或从衣」といふ。はかまの意味で、裳とも書く、といふのである。今の図にあるやうな、たてに何枚もの裂地をはぎ合せた旗は常（はかま）の名にふさはしい。

周礼、巾車によると常には十二本の旂がつけられたといふが、そのやうなものの図像は今のところ見出せない。

旂——司常には「交龍為旂」とある。積名、積兵にも同様な解説があるが、龍を表はしたもの、といふだけではその形式を推す手がかりとはならない。

一方説文に

旂、旗有衆鈴、以令衆

即ち旂は衆鈴のついた旗で、それで以て衆に令するものだ、といひ、爾雅积天にも

有鈴曰旂

即ち鈴のついたものを旂といふ、とある。これらはこの旗の形式を推す手がかりとなる。鈴をどこにつけたかについて、郭璞は爾雅の今の条の注に竿頭に懸けるといひ、別に李巡の旂の端につけるといふ説がある。段玉裁は竿頭につけるのは羽旄で、鈴は竿頭につけるものではないから、李巡の説の方がよいといふ。これは礼の説の範圍内での判断であるが、ここではもう少し広い範圍の資料から総合的に判断する必要がある。

旂といふものは西周時代、王より臣下への賜りものとして金文中に頻繁に現れる。康王時代の太孟鼎に「なんじの祖の南公の旂を賜る」とあるのが最も時代の遡るものである。また例へば番生簋に「朱旂……二鈴あり」とあるごとく、たしかに旂に鈴がついてゐたことが証せられる。

一方西周後期の金文の賜りものの中に「繡旂」と繡と旂を連続していふものが多い。繡は和鸞の鸞で、馬車の衡につける鈴の類の意味がある。すると「繡旂」といふと一応鸞のついた旂、ということかとも考へうる。しかし旂に附属するものとしては古典中に例外なく「鈴」があげられて

をり、また金文の体例からいつて、縹が旂の附属品であるなら「旂縹」（旂。縹あり）とあるべきである。さらに金文中には七年趙曹鼎、免簠等のごとく旂だけを賜るものがある。すると「縹旂」とつづけて記されてゐるのは馬車の附属品たる縹、及び旂とみるべきである。

ところで、縹は下がソケットになつた柱状の台の上に固定された凸レンズ状の鈴で、物の上に樹てるやうに出来てゐる。もしさきの郭樸の説のやうに、旂の竿頭につけるとしたら縹が最適である。ところが旂には縹でなく鈴がついたことは右に記したところから確定的である。鈴とはいふまでもなく漠然たる鈴ではなく、高さ数センチの吊鐘形の鈴で、上に吊すための弓なりの耳がついた形のをいふ。旂にこの鈴がついてゐるとすれば、それは竿頭でなく、前引の李逡のやうに、布製の部分でなければならぬ。

高さ数センチの青銅製の鈴を吊すとすると、この旗は横に長くなびかせる形式のものではあるまい。このやうな重しがついたのでは、このやうな旗はだらしなく垂れるだけでなく、竿に堅く巻きついたりしかねない。鈴がつくといふ旂は、然らば殷、西周初の図象記号に普通に表はされた

図5、1—10のごとき旗であらう。竿のわきに日本の幟のごとき縦長の裂地、旂がついてゐる。この表現からすると、上には恐らく日本の幟のごとく水平の支への棒があつたと思はれる。この縦長の部分の下辺外端は鈴を吊すのに好適である。鈴はこの旂をびんとさせるための重しの役も兼ねたであらう。日本の幟のこの部分に砂を容れた布袋をおもしに下げることがよく見かける所である。

以上鈴があるといふ手がかりから旂の形式を明かにすることができたと信ずる。

旗——次は司常に「熊虎為旗」といふ「旗」である。

「旗」にはいふまでもなく「司常掌九旗之物名」といふ「旗」のごとく、旗指物全般を指す用例があることはいふまでもない。しかしここでは狭義の「旗」の形が問題である。ところが現在のところ、古典中にも図像中にもどのようなものが同時代に狭義の「旗」と呼ばれたか、その特殊性を確定すべき適当な資料がみつからない。

旌旗といふ言葉がある。段玉裁が「旌旗者旗之通称、旌有羽者、旗未有羽者、各举其一、以該九旗」といふ。旌は羽根のついた旗、旗は羽根のつかない旗で、各代表をあげ

て九種類の旗を総括させたといふのである。恐らく「旗」といふ種類の旗は例へば漢代に例の多い図2、4のごとく最も普通に見かける布製の旗であつたにちがひない。然らば確定的ではないが、図3、1、2のごとく旌を建てた船と向ひ合つた船に建てられてあるものは、恐らく狹義の旗と呼ばれたものと考へてよいのではなからうか。

旗——それでは司常に「鳥隼為旗」といふ旗はどのやうなものであらうか。爾雅釈天には

錯革鳥曰旗

といひ、説文にも

旗、錯革鳥其上（段注のテキストによる）

といふ。ここにいはれる「革鳥」とは何か。「錯」くといふのはどこにおくのか。段玉裁は説文の右の条の注にこの問題に關係の注釈を引いてゐる。

即ち、毛亨は詩、六月「織文鳥章」の伝に「鳥章とは革鳥を錯いて章としたもの」といひ、春秋公羊伝、宣公十二年の疏に引かれる李巡の説では「革を以てこれを作り、旌の端に置く」といひ、同所に引かれる孫炎の説では「錯は置なり。革は急なり。急疾の鳥を旌に画くをいふ」といふ。

郭樸は爾雅釈天の前引の注に「これは鳥の皮毛をまるはぎにし、これを竿頭に置くをいふ、礼記に『載鴻及鳴鳶』とあるものだ」といふ。

孫炎の解釈は周礼司常の規定と同じことになるが、彼だけが画くといつて「錯く」といはない点に疑ひが残る。錯は画とは異なり、錯金（象嵌のこと）の用語でわかるやうに、生地の上に異つた材質のものを文様として錯くことである。「錯」を絶対多数で生かすとすると、革鳥を革で作つた鳥とし、これをおく、とした李巡の説がよささうである。李巡の説は同時代の、旌の端に鳥頭を飾つたもの（図2、7）を頭に置いて言つたものに相違ない。郭樸の、鳥の剥製を竿頭につけたといふ説は、或ひは例へば沂南画像石の鼓上につけた幢の頂上に鳥を飾つたもののごときを頭に置いて言つたものかと思はれる。しかしこれでは「錯」の語義から外れてしまふであらう。

以上紙面を費して検討してきた司常の九旗を、そこに記される順に要約すると次のごとくである。

常——裳（はかま）のごとく、何枚もの裂地を縦にはぎ

合せて作つた幅広い旗。当然上端に芯を入れ、芯の両端から綱を渡して中央で吊る。

旗——日本の幟イノボの形式をもつた旗で、上に旂ハタがあり、旂の下縁外端に鈴シを吊す。

旂——一色の長い裂地を竿の頭につけたもの。図案を画かない。

物(旂)——色ちがひの細長い裂地を何本か一まとめにして竿につけた吹流し状の旗。

旗——長い裂地を竿の頭につけた旗で、図案を画いたもの。

旗——細長い裂地ないしは旂の端に鳥を象つた草の飾りをつけた旗。

旗——一尋ばかりの細長い裂地の先に燕尾状の飾り(色わけにして何段か)をつけた旗。

旗——鳥の羽根を裂かずに丸つばのままバドミントンの羽根状にまとめて竿の先につけたもの。

旗——裂いた鳥の羽根を長い紐か布につづりつけた旗。かうみると司常に身分の高下に従つて系列づけられてゐる九種の旗は、殷周時代に実際に用ゐられてゐた形式を異

にする各種の旗を、大きさ、作りの立派さの程度を参考にして秩序づけたものであることが知られる。旗につけられる図案も、勿論司常に記されるごとく一形式に一種類といふやうな窮屈なものであつたとは思はれない。例へば既に記したごとく日月の図案がつけられるのは「常」には限られてゐない。

二 徽 識

旗のうちには日本の指物のやうに戦士が個人個人で体につける小型の類があり、また徽識と呼ばれる徽章類も盛んに用ゐられた。周礼、司常の「各有属」の属について鄭玄

は
属謂徽識也、大伝謂之徽号、今城門僕射所被、及亭長著絳衣、皆其旧象

といふ。即ち「属」といふのは徽識のことで、尚書大伝では徽号と呼んでゐる。後漢時代の城門僕射がつけるもの、亭長が制服の赤い上衣につけてゐるものはみなその伝統によるものだ」といふのである。漢時代に兵士が肩に赤い布で作る、端が燕尾状になつた徽章をつけ、また城門僕射が背

に赤い幡を負つてゐたことは孫詒讓が孔広森、任大椿の説を引いて証してゐるところである。^⑦

これらは漢より古い時代からの伝統であるといふのである。幡、即ち旗を背に負つてゐる図像は図3、3にみられる。車の後に立つ人物の背に立つてゐるのは、注④に説明した旗である。

端が燕尾形の布切れといふと、丁度現今の団体旅行のメソナーが印につけてゐるリボンのやうなものと考へられるが、このやうなものは今のところ図像の中から発見することができない。然し、例へば春秋左氏伝、昭公二十一年に「厨人濮……曰、揚徽者、公徒也」とあるごとく、先秦時代からあつたことは確かである。

図像にみられる徽識のもう一つの例は図3、5である。四人一組になつて戦ふ歩兵の一人であるが、肩から旗と同様な、杉葉状のものが翻つてゐる。これは国語、晋語に「被羽先升」といふ「羽を被ふ」姿に違ひない。このやうな風習はやはり後漢時代にまで遺つてをり、後漢書、賈復伝に「於是被羽先登」とある。^⑧

これらの徽識の用途について鄭玄はさきの司常の条の注

に戦争で殺された時誰かわかるやうに名を書いた札を下げておくのだ、といつたの^⑨に對し孫詒讓は惠士奇の説を引き、色、着ける場所などによつて兵士の部署や部隊を識別するものであつたことをくはしく考証してゐる。長くなるので引用しない。^⑩

三 殷、西周時代の文字、記号等に表はされた旗

戦国時代以後の旗関係の図像については前二節で引証したので改めてもう一度解説する必要はなからう。しかし殷、西周時代の文字、記号に現れるものについては、前二節で触れなかつた問題もあるので、これについて説明を加へておきたい。

旗——図5、1—10に現れる旗の類が旗を象つたものであらうことはさきに記したごとくである。しかしこの記号に表はされた旗の形は、金文旅、旂などの字の各時代における字体の変遷をたどれば知られるごとく、明かに説文の旂に変化して行つたものと形である。図象記号で竿ぞひの旗を表はした幅広い部分が文字ではなくなつてゐる。図5、

5、6は同じ記号であるが、6では旗が略されてゐる。游と

旛は多く一つづきに表はされてゐるが、両者が別々に竿につけられたごとき表現もある(図5、7、10)。図5、3、4には游が二本表はされてゐる。竿は多く人の背の二倍以上に表はされてゐて、当時の旗竿の長さの標準を知ることができる。しかし図5、2のごとく短小なものもある。この形が説文の「𣎵」字の原形であるとはいへ、説文にいふ「旌旗の游が高く舞ひ上る様」といつた限定された意味を表はすものでなく、旂の画像そのものであることはいふまでもない。

崇牙——図5、11の旗は旛と游の下縁が鋸齒状になつてゐる。これは礼記、明堂位に

有虞氏之綏、夏后氏之綢練、殷之崇牙、周之璽

とあるうち、殷の崇牙といはれるものであらう。鄭玄の注に「夏は旗の竿を練でつつみ、練で旒を作つた。殷はまた練で重牙を作り、そのへりを飾つた」と説明してゐる。旒のへりに牙状の飾りをつけるといふと、丁度この図のごとくものとならう。これは旛にも同じ飾りが及んでゐる。

璽——前引の明堂位の文に周の璽とといふものが引かれてゐる。鄭玄は「この旌旗と璽はみな喪葬の飾である……璽は柩路を前後左右からはさむ。天子は八璽で、みな璽と

垂羽をのせる。諸侯は六璽で、みな圭をのせる。大夫は四璽、士は二璽で、みな綏をのせる」と解説する。璽の数は礼記、礼器によるものである。この璽は棺を埋める時、一縗に埋めるものである。陝県上村嶺一七〇六、一七〇一号春秋前期ごろの墓から発見された青銅製の「棺飾」といわれる遺物(図4、1、2)は右に引いた璽を青銅で作つたものに違ひない。中央に圭が立ち、「諸侯六璽、皆載圭」といふのに該当する。一七〇六号墓では棺側に立てかけられた形で長辺に二つづつ、短辺には鳥形の飾りだけが各一つ、計六個が発見され、一七〇一号墓では棺上に置いた形で短辺に各二、中央に一つ、更に短辺に対応する墓壁の壁の近くに各一つ、計七つとなつてゐる。数がほぼ合ふのは偶然とも思はれない。圭の立つ台は三宝のやうな独特な形をしてゐるが、或ひは図5、8の旗の頂上についてゐる、旒のやうな飾りを影絵風に表現したものではなからうか。図4、2の方は下方に釘孔がみえる。この下に何か柄をつけたものであらう。なほ上に鳥がとまつた形の飾りがあるが、このやうなものについて古典に記載があるかどうかは知らない。相ひ近い遺物は陝西省宝鸡縣陽平鎮の春秋後期の墓か

らも発見されてゐる。^④

右の判断に誤りがないとすると、これは旌旗関係の稀な遺物といふことになる。また鬘についての礼の所伝が春秋初にまで遡る伝統をふまへたもので、意外に適確に実際に行はれた社会慣行を伝へたものであることが証される。^⑤

旌——図5、1—7、11—13の旗の竿頭には、三叉またはすずきの穂状のものがついてゐる。後者は殷時代の鳥の羽根の表現である。羽、非などの字がこれに从つてゐることから知られよう。^⑥ また前者もやはり鳥の羽根で、これを何か束ねた形と考へられる。図5、7の記号は、また竿頭が三叉になつた形ででも表はされるからである。この羽根はしやんと立つてゐるから裂いた羽根でなく全羽であらう。全羽を束ねて上向きに竿頭に着けてゐるのである。常に「全羽為旌」といふ旌の一類に違ひない。

図5、15—19には所謂立戈形の図象記号を引いた。戈の「内」端に吊された飾りが、全羽をバドミンントンの羽根状にまとめた旌ではないかと先に推測した。15では長い羽根の根本の方はびんとして、先の方がひらひらした様が表はされてゐると見られる。16ではこれがもう少し簡潔になり、

以下17—19と簡略化のあとがたどられる。一九五〇年発掘の武官村大墓、W8から出土した戈には「内」に鳥羽の一長段が残存してゐたといふ。報告者はこれは「舞干羽」の執つた武器だらうかといふ。^⑦ ここに推測した戈の「内」に吊した旌の全羽のあとと見た方がよいであらう。

ここに引いた戈の図像の柅の下端には「内」に吊されてゐると同じ飾りがついてゐる。するとこれも旌でなければならぬ。ここは石突きに当り、このやうな所に羽根の飾りを着けたら、戈をつき立てた時台なしになりはしないかとも考へられるが、殷の戈の柅は一米内外のごく短いものであるから、ここを地面に突き立てることはなかつたに違ひない。薪割りの柄の手許を地上に突くことはないのと同様である。

この柅につけられた旌は紐で吊すのでなく、直接柅に作りつけられてゐる。旗の竿頭につけると同じ方式である。さきに旌についてこれが竿頭には、たぎのやうに、旄牛の毛をくくりつけたものと、は、た、ぎの頭をもちで紐で竿頭にぶら下げたやうなものと両式があつたことを記した。^⑧ 旌にも同様二つのとりつけ方があつたことが知られたであらう。

ところで「内」端と柵の下端にこのやうな飾りをつけた立戈形の図象記号を注意してみると、この戈の援はずべて長さが短く幅の広い形式のものである。実用的な機能において劣ると思はれるこの形式の戈にこのやうな飾りがついてゐるのは、この戈が宗教的ないし儀式的性格の強いものであることを示すと思はれる。

「幸」の竿頭——図5、10の竿頭につくものは「幸」字と同形であり、いふまでもなく手枷である。

旒——図5、8の竿頭の飾りは両側に垂れてゐる。旒か、羽旒のやうな、やはらかい類を表はしたものと見られる。

図5、12の游は1—11までのものと異なり、もとに丸いものがついてゐる。恐らく旒首に旒をつけたものであらう。

旒——図5、13につく吹流し状のものは、同形のものに結ばれてゐる。比例からみて図5、15—19の戈の「内」に着くものより長大である。旒につないだ旒と見られよう。

図5、14は竿に直接旒をつけてゐる。

図5、20—22は旅字である。旂形の旗と車は多く分離して書かれてゐるが、ここに示したものは車上に人が立つて旗を持つもの、車上に立てた形のものを引いた。馬車の上

に旗を建てるのが殷時代より行はれたことを知る事が出来る。22は例外的に旂の形式ではなく、旒の形式の旗が建つてゐる。

中——図5、23—25、31—34はいづれも一本の竿に複数の旒のついた、形式からいふと旒の形式に近い旗を表はした文字である。唐蘭はこれらはいづれも「中」字であることを証し、図5、35は最も簡略化された体で、これらはみな旗を象つたものだといつてゐる。^⑤ たしかと思はれる。また旗の類で「中」といふ意味を表はすわけについて、この旗は始めは氏族社会における徽幟であり、周礼、司常に旗に各種の記号、図案をつけるやうにいはれてゐるのは古代のトータル制度の残存である。この徽幟は氏族員がそのもとに参集する中心となつたために「中」の意味が生れた、と説明してゐる。胡厚宣もこの「中」字を旗と見、卜辞の「立中」、「立旂」その他の語からこれを氏族の軍事、開墾活動の中心として立てられた旗と考へてゐる。^⑥

周礼、司常の文で知られるごとく、人を集合させるに各社会グループの集合場所を示すのに旌旗が使はれたことはたしかであり、殷時代にもさういふことがあつたに相違な

い。しかし「中」を表はす文字にはヴァリエーションが多い。とはいへ、複数、それも二本一まとめの旒の束が、一本の竿に上下対称につけられた形で表はされる傾向が強く、自ら他の旗とは異なつた一種類の形式を具へてゐる。即ちどの種類の旗でも「中」といふ意味が表はされたわけでないところに前引の諸説の難点がある。恐らくこの形式の旗は殷時代にさきに引いた説明よりもつと限定された象徴的意味、機能をもつた旗であつたと考へねばなるまい。しかしその原義については筆者は今のところよい意見の持ち合せがない。

事、史——図5、26は金文の事字である。上半には明かに竿頭に旒の類をつけ、游のある旌旗の形が認められる。

しかしこの体の例は稀で、普通は游のない字体が用ゐられ、金文、甲骨文には図5、27、36と書かれてゐる。この簡略な方の体は、𠄎に从ふ字の游に当る筆劃を省くことがないことからみて、筆劃を省いたといふより、その象つた対象が多く游をつけてゐなかつたことを示すものであらう。この字はまた使字にも使はれることはいふまでもない。

然らばこの旌旗の竿の中途にある口形は何であらうか。

旌旗につくものといへば直ちに図5、17、18の戈につけられた旒の形が思ひ起されるであらう。ここでは下向きになつてゐるが、事字では竿の中途に上向きにつけられてゐる。ぴんとした全羽をもつて作られたものと考へられる。戦国時代初め頃の水陸交戦紋鑑をみると、戈戟の柂の中途に、旌と同様な杉葉状の飾りが上向きに出てゐる。これも羽根の裝飾であることは疑ひない。このやうな旒のつけ方の遺制とみることができぬ。

この事字から旒を残して上部を切り去つた形が甲骨文、金文事字である（図5、28、29、37）。図5、17をみると、この戈の柂の下半をとつて上下逆にし、これを手にもつた形が史字であることが知られるであらう。稀な例であるが、史見歯の蓋銘には史を普通に図5、29に作るに對し、器銘では30に作る。戈につけた旒を或ひは図5、40に、或ひは図5、41に作るのと平行例と考へられる。史字の従ふ図5、42が戈に着けられるのと同じ旒であることを証するものである。

かうみると、史は旒を手を持つ形、事は竿の途中に旒をつけた旌旗を手を持つ形、といふことになる。史、事の

最も古い時代の資料である甲骨文の用例については、白川静氏がくはしく研究してゐられる。^⑧史の官の原義については氏は「史は祭祀の祝告を掌るものであり、史の起原は祭祀における祝告の儀礼、祝辞の管掌にある」、^⑨とされたことは正鶴をえたものと考へられる。然し、史、事の字形について「図5、37、字の従ふ図5、43、44がいづれも祝冊を収める器の形を示すもの」「図5、36には遠くに使する意味が含まれることが多い。いまその字形によつていへば図5、45は又頭の長桿であつて、図5、37がただ宗廟の中で祝冊を神木に懸けて捧持する形であるのに対して、遠く都外に出る意を含ませたものと見られる」といはれるのには賛成し難い。長桿、神木に皿形の容器を懸け、これに冊を盛つて捧持するといふのも、中味が落ちはしないかと不安な限りである。

史字、事字の従ふ図5、44を形の方面から旒の類と見るべきであることは前記のごとくである。また次に記すごとく、さう解することによつてこれらの文字の原義が頗る明快に解釈されるのである。

史の字が旒の類を手を持つ形で表はされるのは、旒が神

や祖靈を呼び降すための必須の道具であるからと考へられる。夏采が復する（死者の魂を呼び返す）のに旒を用ゐたことは七六頁に引いたごとくである。また周礼、男巫には

旁招以茅

とある。即ち四方の望祭する神々を茅旌の類で招くのである。神を招き降すほか、茅旌は宗廟でも使はれた。即ち、春秋公羊伝、宣公十二年「鄭伯肉袒、左執茅旌」の注に

茅旌祀宗廟所用、迎道神指、護祭者

といふ。即ち「茅旌は宗廟を祀るのに用ゐる所で、神の意を迎道し、祭を護るものだ」といふのである。

また各種の祭祀に際して行はれる舞には羽根や旒の類が用ゐられる。周礼、楽師に、

凡舞、有帔舞、有羽舞、有皇舞、有旒舞、有干舞、有人舞

とある。帔舞は丸のままの羽根或は五采の繪を束ねて柄をつけたものを持つ舞。^⑩羽舞は白羽を裂いたもので、帔と同じ形に作ったものをもつてする舞。^⑪皇舞は五采の羽根を裂いたもので帔と同じ形に作ったものをもつてする舞。これらの六舞は楽師の注に始めから順に社稷、宗廟、四方、辟廱、兵事、星辰を祭るに使ふといひ、舞師では始めから三

つは順に社稷、四方、早曠に用ゐるとされ、兵舞は山川の祭祀に用ゐるといふ。各種祭祀に用ゐられる舞に羽根を束ねた旒ないし羽旒、旒の類を持つてするものが多いことがわかる。これらの持物は本来単なる美観のための小道具であつたと考へ難い。いづれも神を招き降す旒と同じ意味あひのものであつたに違ひない。祝告の類の神事を司る官である史が、羽根をつけた道具を手を持つ形で象られてゐるのも同じ關聯においてであると見るのが穩當と考へられる所以である。

それでは事・使字がやはり旒をつけた旒旗の類を手にもつ形で表はされるのはどう理解すべきであらうか。白川氏は、「事」は王のために祭祀を行ふことが原義であり、卜辭にみるごとく「使」は祭祀の地に事（祭事）のためにおもむく義がある、といはれる。^③ 祭事の目的のために神を招き降す旒旗を王からあづかつて持参することは当然のことであらう。さきに事字は多く旒のない形で表はされ、それが実際に用ゐられた旗がこれを欠いてゐるのを象つたのであらうことに注意した。このやうな旒をとり去つた旗は周礼、夏采に用ゐられてゐる。即ち前引のごとく王の官であ

る夏采は大喪に際し、王の乗車の馬車に旒をたて、これに乗つて四郊に復の礼を行ふわけであるが、それについて鄭玄は

王祀四郊乘玉路、建大常、今以之復、去其旒、異之於生、亦因先王有徒綏者

と解説する。即ち「王は生時には四郊を祀るに玉で飾つた馬車に乗り、大常の旗を建ててゐた。王がなくなつた今、この馬車に乗つて復の礼を行ふのに、その裂地の部分をとりに去つて（竿頭の旒だけを残し）、生時と區別する。また先王、即ち有虞氏の用ゐたと伝へられる、裂地の部分をつけず旒だけをつけた旒旗の制度によるのである」と。

ここに出てくる竿とこれにつけた旒だけを残して裂地の部分を外してしまつた旒旗は、丁度普通の事字の象る旒旗の形そのままである。夏采は王の乗用の馬車にこれを建てて祭事に四郊におもむくわけである。そして殷時代の事・使字は王のために臣が祭事のために祭祀の地におもむく義があるのである。両者が無関係であると考へることは困難であらう。かうみると事・使字が旒をつけた旒旗の類を手を持つ形であることは決定的といつてよいであらう。後世、

王の使者が節をしるしに持つて使ひにおもむく風習がある。節とは図2、5に示した人物が持つものである。傍に「漢使者」と題されてゐる。使者がこのような仗に旄のついたものを持つてしるしにするといふのも、恐らく使・事字に象られるごとき、旄・旆の類の旌旗を持つて王事にあつた伝統の残存と解釈すべきであらう。

事字には游のついた旌旗を手にもつ形のものもあることは前記のごとくである。この旗は図5、1—10に示したごとき、さきに筆者が旂とした形式の旗の竿に旄を附加した形である。旂が王の祭事に用ゐられる旗であつたことは西周時代になつても同じである。西周金文、特に後期のものには賜りものの品目を列挙した最後に「用事」（用て事せよ）とあるものが多い。この語のある例のうち、賜りものの中に旗を含むものが大半であるが、その旗はみな旌である。^⑭「用て事する」ための旗が旌であつたことが知られる。^⑮

以上、旗といつても竿に旄や旆のついたものは神を招き降す力のある、いはば恐しい力をもつたものであつたこと

が知られた。例へば戦場などにこれを持ち出されることは、日本でいへば比叡山の僧兵が日吉の神輿をかつき出してくると同様、由々しい大事であつたにちがひない。旗の宗教的、社会的機能は、しかし、これにつけられたしるし、図案についての研究を行はずしては十全に明かにすることができない。それについては近い将来に発表したいと期してゐる。

- ① 孫一九〇五、五三、一四。
- ② 孫一九〇五、五三、一四。左伝、僖、二十八年孔疏の引く孫炎の説に「因其緋色以為旗、章不画之」といひ、積名、積兵に「旃（旄に同じ）通以赤色為之、無文采」といふ。
- ③ 李一九五五、二〇。
- ④ 同右、一九。
- ⑤ 孫一九〇五、一五。
- ⑥ 「雜帛為物、以雜色綴其邊為燕尾」と。
- ⑦ 段玉裁は注に經典の「物」の字はこの旂の訛だらうといふ。
- ⑧ 孫一九〇五、五三、一五。
- ⑨ 同右、一五一六。
- ⑩ 爾雅、釈天に「繼旆曰旆」とあり、郭注に「帛統旆末為燕尾者」といひ、公羊伝、宣公十二年「莊王親自手旆」の何注に「緋充輻、長尋曰旆、繼旆如燕尾曰旆」とある。
- ⑪ 林一九六六、一九四—五。
- ⑫ 設旆者、屈之於干旄而建之戎車。
- ⑬ 晋人假羽旄於鄒、鄒人与之、明日或旆以會。
- ⑭ 孫一九〇五、五三、一六。

15 同、四四、五。
16 全羽については葉師の正義に（四四、三）孫詒讓もこのやうに解釈してゐる。

17 孫一九〇五、五三、一六一八。

18 注は風の義。

19 注旄首曰旄。

20 三六頁。

21 林一九六六、二〇一一二。

22 なほこの条の孫炎注（疏引）には旄の他繆もあるとしてゐる。李巡注には（疏引）「旄牛尾著竿首」といひ、旄が旌だといふ説明ともみえるが、公羊伝、宣公十二年疏に引くところでは「鬻牛尾旌首者」とあり、竿首が旌首となり、動詞がない。原形を復原しえないのでここには利用しない。

23 周礼狐卿建旆、大夫建物、皆首注旄。

24 林一九六一一、二、四一。

25 同右、一二。

26 孫一九〇五、一六、四三。

27 同右、四四。

28 定公四年（注3所引の冬、襄公十四年（七二頁所引の冬）。

29 陳一九五五、一〇八一九。

30 白川一九六五、（九）、五二四。

31 礼記、明堂位に「旂十有二旒、日月之章」といふ。

32 周礼、節服氏の「維王之常」の注に鄭玄は「王旌十二旒、兩々に綳綵連旁」といふ。兩側のへりに縫ひつけたといふ解釈である。

33 「交龍為旂、旂、依也、画作兩龍、相依倚、諸侯所建也」と。

34 果鈴於竿頭、画交龍於旒。

35 詩、周頌、載見「龍旂陽々、和鈴央々」の疏引「以鈴著旒端」。

36 説文、旂字の注。

37 「朱旂、鴈、金莖、二鈴」とある。鴈を郭沫若は（郭一九五七、考

積、一三三）周礼、司常の「通帛為鴈」の鴈としてゐる。是であらう。

一方「金莖」を錦枋（枋は柄）と釈し、「積天所謂素錦綳枋」、如為金屬之杠不易竿、故知金必為錦」といふのは蛇足である。「金車」「金母（干）」等はどう解釈しようといふのであらうか。こゝは普通に「青銅の金具で飾つた」の意味の「金」でよい。

38 呉一九〇六、二、四「繅、和鸞、旂、龍旂」とある通りである。

なほいつも繅の次に旂があげられるのは何故かといふことは、西周後期金文の賜り物の列挙の順が固定化してゐた事実によつて説明されよう。

39 林一九六四a、二九〇。

40 この縦長の裂地は説文に「旂、旆胡也、謂旗幅之下垂者」といふ旆と考へられる。ここにいふ胡は、牛の頭に垂れた皮のことで、戈の刃の下に垂れた部分もこの名で呼ばれてゐることはいふまでもない。この図象記号に表はされた縦長の裂地は胡の名にふさはしい。

41 説文、犛の注。

42 鳥章、錯革鳥為章也。

43 以革為之、置於旒端。

44 錯、置也、革、急也、言亟急疾之鳥于旒。（詩、六月疏の引用には「于旒」を「於綵」に作る）。

45 此謂合剝鳥皮毛、置之竿頭、即礼記云、載鴻及鳴鳶。

46 曾一九五六、図版八八。

47 孫一九〇五、一三。東京賦「戎士介而揚揮」の薛綜注に「揮為肩上綵幟、如燕尾者也」（揮は徽）とあり、説文中部に「徽、徽識也、以綵帛、管於背」（段注のテキストによる）といひ、また衣部に「襜、卒也、卒衣有題識者」とあるのを引く。また城門僕射の服装については続漢書與服志に「卻非冠……宮殿門吏僕射冠之、負赤幟、青翅燕尾、諸僕射幟皆如之」とあるのがこれだといふ。

48 章懷太子注に「被猶負也、折羽為旌旗、將軍所執」といふ。或ひは漢代の図2、3のやうな姿を想像したのかと思はれるが、旌旗を負つ

たといふのは少々不正確で、被羽といふからには今の図のやうに肩か背に着けてゐたと考へられる。

④ 兵凶事、若有死者者、当以相别也。

⑤ 孫一九〇五、五五、四四。

⑥ 夏綱其杠以練、為之旒、殷又刻繒為重牙、以飾其側。

⑦ 此旌旗及製、皆喪葬之飾……娶夾柩路、左右前後、天子八製、皆載鑿垂羽、諸侯六製、皆載圭、大夫四製、士三製、皆載綬。

⑧ 礼記、檀弓上に「周人贖置製」とあるごとくである。贖は棺のおほひ。

⑨ 中国科学院考古研究所一九五九、図二九。

⑩ 同右、図五。

⑪ 陝西文管會一九六五、三三九、図一。

⑫ 筆者はさきに戦国時代の画像紋を研究した際、射、宴樂等について、儀礼などの礼の書が些小な細部まで戦国時代に実際に行はれた礼を伝えてゐることに注意した（林一九六一―二）。

⑬ 林一九五三、二一一。

⑭ 羅一九三六、一五、三。

⑮ 郭一九五一、三七。

⑯ 唐一九三四、三七―四〇。

⑰ 同、四〇―一。

⑱ 胡一九五五、序、五。

⑲ 図象記号、金文で三叉に表はされる旌旗の竿を甲骨文では二叉の頭をついた形で表はすことは、旌、旅の甲骨文を図5、38、39に表はすことを見れば明かであらう。

⑳ 林一九六一―二、図1。

㉑ 白川一九五五、四頁以下。

㉒ 同右、一。

㉓ 同右、一四。

㉔ 同右、一九。

㉕ 周礼舞師注に「鄭司農云、較舞者全羽」と。また跛人注に鄭玄は

「較、列五采繒為之、有秉」と。

㉖ 舞師の注に「羽、析白羽為之、形如較」と。

㉗ 鄭司農が樂師注に羽根を頭につけた舞とするに對し、鄭玄は舞師の注に「皇、析五采羽為之、亦如較」といふ。

㉘ 白川一九五五、二〇。

㉙ 礼記、明堂位「有虞氏之旂、夏后氏之綬」注「有虞氏当言綬、夏后氏当言旂、此蓋錯誤也」。

㉚ 便宜のため郭一九五七から引くと、考釈の次の葉に例が見出される。

六五、七二、七三、七七、七九、八〇、八九、一〇〇、一〇六、一一四、一二五、一二二、一二五、一四九、一五〇、一五四等。

㉛ なほ白川靜氏は大孟鼎銘の「賜乃祖南公旂」について、「このような祖考の旂、市がどうして天子の許にあり、その子孫に賜与されるか」

について「おそらく父祖の後を嗣ぐものが、その嗣襲の際に先人の遺品、特に曾て王から賜与されたものの中から択んで、これを天子に返納する礼があつたのではないかと思われる」と推測されてゐる（白川一九六五、〔二二〕、六六八）。

恐らくさういふことがあつたであらう。ここで考察してきた旂についていへば、これはいはば後世の節のやうなもので、任務が終ればやはり返却すべき筋合ひのものと考へられるからである。

さうすると金文の「易」は賜ると就まれてゐるが、今の意味で賜るといふのは内容が違つてゐることになる。かういつた問題は未だ明かにされてゐない点が多い。

挿図目録

図1、1 林一九六四、図24

2 〃 図25

3 重慶博物館一九五七、図31

図2、1 Chavannes 1909, Pl. LXXIII, No. III bis

2 傅一九五一、二三三

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	7	6	5	4	3	
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
一三、二六	一四、一三	一四、四六	一一、四九	一一、四三	一一、一	一四、一三	一三、三〇	一六、四四	一五、三	一四、一三	一五、二五	一五、二九	一九五七、二九	一九五七、二九	一九五六、一三八	一九五六、一三八	一九五九、一五〇	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二	一九六一、二

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇
一九、九	四八四	二、四	六、二	六、二	三、三	一、一七	一、一七	一、一七	二、三一	一三、二八	一八、五	六、五七	三、五〇	五、八	一三、二三	二九〇	一九六五、二八九	一七	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇

引用文献目録

(著者名五〇音順)

于省吾 『商周金文錄遺』北京
 郭宝鈞 一九五一、『一九五〇年春殷墟發掘報告』『中國考古學報』五、

郭沫若 一九五七、『西周金文辭大系圖錄考釈』北京

Karlgren, B., 1952. A Catalogue of the Chinese Bronzes in the

Alfred F. Pillsbury Collection, London

胡厚宣 一九五五、『甲骨續存』上海

吳式芬 一九〇六、『從古堂款識字』

湖南省博物館 一九五九、『長沙楚墓』『考古學報』一九五九、一、

四一—五八

Chavaanes, E., 1909. Mission archéologique dans la

Chine septentrionale, Paris

重慶博物館 一九五七、『重慶博物館藏四川画像磚選集』北京

白川 静 一九五五、『釈史』『甲骨金文學論叢』初集、一一—六六

白川 静 一九六五、『金文通釈九、一二』、『白鶴美術館誌』第九輯、

第二輯

迅冰 一九五九、『四川漢代彫塑藝術』北京

鄒安 一九一六、『藝術類徵』広倉學堂叢書、乙類四集

関野 貞 一九一六、『支那山東省に於ける漢代埴瓦の表飾』東京

陕西省文物管理委员会 一九六五、『陝西宝雞陽平鎮秦家溝村秦墓發掘

記』『考古』一九六五、七、三三九—四六

曾昭燁等 一九五六、『沂南古画像石墓發掘報告』北京

孫詒讓 一九〇五、『周礼正義』

中国科学院考古研究所 一九五六、『輝縣發掘報告』北京

中国科学院考古研究所 一九五九、『上村嶺畿国墓地』北京

中国科学院考古研究所 一九六五、『甲骨文編』北京

中国美術、『講談社版世界美術大系』八、一九六三、東京

沈重文 一九五七、『埋葬了兩千三百年』『人民西報』九五七、一一、

二七一—九

陳夢家 一九五五、『西周銅器斷代(二)』『考古學報』二〇、六九—一四二

唐蘭 一九三四、『殷虛文字記』

林巳奈夫 一九五三、『殷周青銅器に現れる龍について』『東方學報』

京都三、一八一—二一八

林巳奈夫 一九六一—二、『戰國時代の画像紋(一)(二)(三)』『考古學雜

誌』四七、三、二七—四九、(二)、同、四七、四、二〇—四八、(三)、

同、四八、一、一一—二一

林巳奈夫 一九六四、『後漢時代の馬車』上、下、『考古學雜誌』四九、

三、一一—一八、四、一一—一七

林巳奈夫 一九六四a、『殷周青銅器の名称と用途』『東方學報』京

都三四、一九九—二九七

林巳奈夫 一九六六、『後漢時代の車馬行列』『東方學報』、京都三七、

一八三—二二六

傅惜華 一九五一、『漢代画像全集』二編、北京

羅振玉 一九三六、『三代吉金文存』

李文信 一九五五、『遼陽發見的三座壁畫古墓』『文物參考資料』一九

五五、五、一五一—四二

inundation, it is difficult to prove the succession of settlement, and to reconstitute exactly the past landscapes with very few related sources. These several years, through the examination of documents, the interpretation of aerial photographs and the field-survey, we have tried to make clear the limit of the manor and to reconstitute the old physical environment and the medieval settlement.

This paper is a report of our latest result. The area is situated on the plain under the alluvial action, forming a subsidence block, high in the north and west and low in the south and east, having the remarkable netted traces of abandoned channels made with frequent variation of the main current; in which the old central sandbanks and natural levees formed a lower highlands. The development of the *Ikeda* manor is thought to be a result of cultivating at first this lower highlands and then advancing into the lowlands such as current trace and back marsh. Those who maintained the terminal organ as 'Zaike 在家' in the ruling system of a remote manor, were the leader class of the social groups which occupied separately the lower highlands; but 'Zaike' organized only a small community, not ruling many serves of his own with his strong power like in the other remote land of medieval Japan. In the *Ikeda* manor people seemed to live separately around the *Zaike*, forming a hamlet or a small scale of the thinly housed village as a unit which consisted of several families of almost the same origin occupying the lower highlands.

Chinese Flags in the *Pre-Ch'in* 先秦 Period

by

Minao Hayashi

No relics of the flags in the *Pre-Ch'in* 先秦 period have been found yet; the arranged description about their kinds and uses is found in the chapter *Szû-ch'ang* 司常 about the flag-managing office of *Chou-li* 周礼, in which flags with various names were distinguished not by their forms but by their painted design; but the flags in pictorial signs or characters in the *Yin* 殷 and the western *Chou* 西周 period and those in the pictures from the Warring-states period to *Han* 漢 dynasty had various styles.

This article proves that various kinds of flags in the chapter of

Chou-li were naturally the following styles, using the sources of the comments in classics and the above pictorial expressions:

- Ch'ang* (常)……fig. 1-1, 2
Ch'i (旂)……fig. 5-1~10
Chan (旛)……fig. 3-1, 2 left
Wu (物)……fig. 3-6
Ch'i (旗)……fig. 2-4
Yü (旃)……fig. 2-7
Chao (旖)……fig. 1-3
Sui (旆)……fig. 5-1~3, 11, 12, 15~19
Tsing (旌)……fig. 3-4

In addition, we explain the ensigns in the classics and the real styles of the flags and the like used in funeral, and also make reference to the religious origin flags in China—to invite God from Heaven.

Administration of Maritime Customs in the *Ching* 清 Dynasty

by

Takanobu Terada

'History of the Maritime Customs in *Ching* 清' can be roughly divided into two periods; one is in the period of *Kang-hsi* 康熙, *Yung-cheng* 雍正, *Chien-lung* 乾隆, and *Kia-ching* 嘉慶, and the other in the period after the conclusion of the *Nanking* 南京 Treaty in *Tao-kuang* 道光 22, 1842.

This article tries to draw a rough sketch of maritime customs administratioid or institutional history of maritime customs in the first half period, especially treats the organization and system of maritime customs and collection and use of customs, to offer the several materials in consideration of the character of maritime customs in *Ching*.